

令和2年度 入間市学童保育室の自己チェックシート(運営主体用)

IV 施設及び設備、学童保育室の運営に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント
1	施設及び設備	(1)施設 ○学童保育室として求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	△	地域によっては専用区画を超える申し込みがあるため、4年生以上の待機児童が発生している箇所がある。入間市学童保育室整備計画に基づき、施設を順次更新していく。
		(2)設備、備品等 ○学童保育室として求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	△	随時備品の入れ替えを行っているが、老朽化した施設は多い。入間市学童保育室整備計画に基づき、施設を順次更新していく。
2	職員体制	(1)職員配置 ○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	市の職員配置基準に基づき複数の職員が配置されている。
		(2)育成支援の実施 ○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態 ○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間 ○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。また、学校休業日の一日保育時においては早朝からの受け入れとなるため開所時間前に十分な時間を確保できないが、開所に必要な準備等は前日に行うことで対応している。
3	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	1支援40名を上限とし、それを超える場合は、2支援の運営ができるように施設を整備することとしている。
4	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は、8:00～18:30(前後30分延長可)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
5	利用開始等に関わる留意事項	○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	利用案内を窓口、各学童保育室、各支所等で配布し、併せて市のホームページでも公開している。
6	運営主体	(1)運営主体の要件 ○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学童保育室を運営している。	○	育成支援の継続性という観点からも、子どもの福祉について理解を深め、職員研修等の機会を積極的に設けるよう努めている。また、地域の実情の理解に努め、学童保育室の安定的な経営基盤が確保できるよう、保育料の収納率向上にも努めている。
		(2)運営上の留意事項 ○学童保育室の運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	学童保育室の運営主体の留意点について理解し運営に努めている。
7	労働環境整備	○学童保育室の運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	ストレスチェック、各地区担当による面談の実施を行っている。
8	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理 ○学童保育室の運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	学童保育室の公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行っている。
		(2)情報公開 ○学童保育室の運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	×	公設公営の22施設については、各施設ごとの経営及び運営状況について詳細な資料を作成していないため、情報公開していない状況である。